

一般社団法人長崎県作業療法士会
正会員の休会に関する規定

平成29年6月10日

(趣旨)

第1条 この規定は一般社団法人長崎県作業療法士会（以下、本会）の正会員の特例としての休会に関し必要な事項を定めるものとする。

(条件)

第2条 一般社団法人日本作業療法士協会（以下協会）の休会が承認された次の各号を満たす正会員は本会を休会することができる。

- (1) 休会となる前年度までの本会会費が完納されていること。
- (2) 休会しようとする年度の4月30日までに、休会届を会長に提出すること。

(期間)

第3条 本会の休会期間は協会の休会期間に準ずる。

(義務の免除)

第4条 休会する正会員は休会期間の会費納入が免除される。

(権利等の停止)

第5条 休会する正会員は、次の各号の権利が停止される。

- (1) 役員選挙の選挙権及び被選挙権
- (2) 社員総会での議決権
- (3) 本会が主催する学会および研修会への参加
- (4) 本会が発行する広報誌、学術誌への投稿

(休会中に認められる権利)

第6条 休会期間中においても次の各号の権利は認められる。

- (1) 広報誌、学術誌そのた本会発行物の受け取り
- (2) 会員向けメールマガジンの受け取り
- (3) 会員専用ページへのログイン

(復会)

第7条 協会の休会期間が終了した正会員は自動的に当会に復会する。

2 休会中の正会員で年度途中からの復会を希望する者は、当年度の会費を納めることをもって復会することができる。但し、第5条の各号に示した諸権利は、復会手続きが完了した期日から可能となる範囲でのみ行使できるものとする。

(休会の延長)

第8条 協会の休会の延長が承認されたものは、当会の休会も延長できる。但し、延長の申請は都度しなければならない。

(規定の変更)

第9条 この規定は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

- 1 この規定は平成29年6月10日より施行する。
2. 平成29年度に限り休会届提出の期限を、平成29年7月31日とする。
3. 令和6年度5月10日 一部変更